

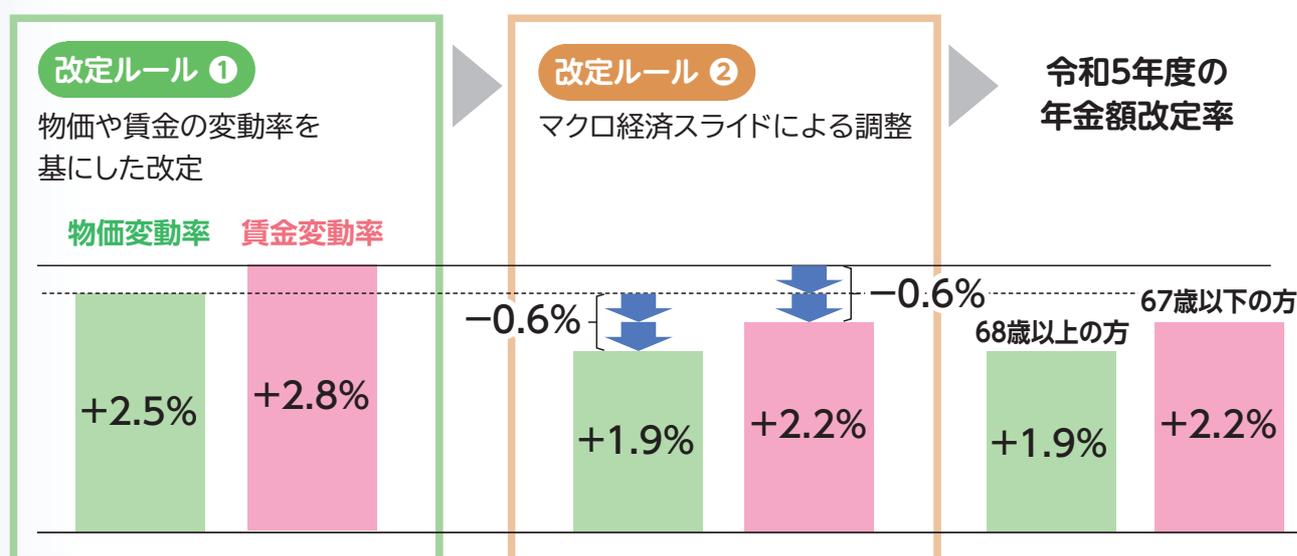
令和5年度の年金額は 引き上げられます

年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて毎年度の額を改定（増額または減額）することとされています。

令和5年度の年金額は、昨年度より、原則67歳以下の方（昭和31年4月2日以降生まれ）は2.2%、68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）は1.9%の引き上げ（増額）となりました。今回の年金額の算定に用いられた「年金額改定率の算定の流れ」と、「年金額改定ルール」をご説明します。



年金額改定率の算定の流れ



改定ルール① 物価や賃金の変動率を基にした改定

令和4年の物価変動率（年平均の全国消費者物価指数）は対前年比で+2.5%、賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は対前年比で+2.8%となりました。このように賃金変動率が物価変動率を上回る場合には、67歳以下の方は**賃金変動率**を、68歳以上の方は**物価変動率**を基に年金額を改定することが法律で定められています。

このため、令和5年度の年金額の改定は、67歳以下の方は**賃金変動率**（+2.8%）を、68歳以上の方は**物価変動率**（+2.5%）を基に行います。

次に、この率に対して **改定ルール②** による調整を行います。



賃金変動率 > 物価変動率 のときは、
以下の率を基に年金額を改定する

67歳以下の方: **賃金変動率**
68歳以上の方: **物価変動率**

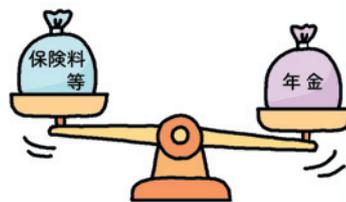
改定ルール② マクロ経済スライドによる調整

公的年金制度においては、平均余命の伸びに伴い年金給付費が増大していく中でも、保険料等の収入の範囲内で安定的に給付を行うため、年金給付水準を自動的に調整する仕組みが導入されており、これを「マクロ経済スライド」といいます。

具体的には、現役世代の人数の増減と平均余命の伸びを考慮して毎年度「スライド調整率」を算出し、物価と賃金の変動がプラスになる場合に、スライド調整率を用いて年金額の改定の基となる率（改定ルール①の率）が調整されます。

なお、年金額が引き下げられる年度はマクロ経済スライドによる調整は行われず、翌年度以降に繰越し（キャリーオーバー）されます。

令和5年度のスライド調整率は-0.3%となりましたが、令和4年度までの未調整分（繰り越された分）-0.3%と合わせて調整を行うため、最終的に-0.6%調整されることとなりました。



年金額改定率の算定結果

改定ルール①の物価変動率(+2.5%)および賃金変動率(+2.8%)を改定ルール②のスライド調整率(-0.6%)により調整した結果、令和5年度の年金額改定率は以下のようになりました。

67歳以下の方	$2.8\% - 0.6\% = +2.2\%$
68歳以上の方	$2.5\% - 0.6\% = +1.9\%$

注1: 67歳以下の方でも、年金額の算定方法によっては「+1.9%」の年金額改定率が適用されます。

注2: 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）の退職年金は、この改定ルールの対象外で、毎年10月に改定されます。

年金豆知識

なぜ令和5年度は67歳以下と68歳以上で年金額改定率が違うの？

物価と賃金の変動率と年金額改定率の関係は、法律で以下のように定められています。

賃金変動率 > 物価変動率の場合

→ 67歳以下は賃金変動率を、68歳以上は物価変動率を基に年金額を改定

賃金変動率 < 物価変動率の場合

→ 67歳以下も68歳以上も賃金変動率を基に年金額を改定



令和4年度までは、例年、賃金変動率 < 物価変動率だったため、67歳以下も68歳以上も賃金変動率を基準に算出した同一の年金額改定率を用いて年金額が改定されていました。

しかし、令和5年度は賃金変動率 > 物価変動率となったため、例年と異なり、67歳以下と68歳以上でそれぞれ異なる年金額改定率を用いて年金額が改定されることとなりました。

令和5年度の年金額改定については、当共済組合ホームページに掲載しています。

☑️ [トップページ](#) → [公立学校共済組合からのお知らせ](#) (年金を受給している方向け)

→ [令和5年度の年金額のお知らせ](#) をクリック

